

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

実施方針は入札説明書に示す「入札説明書等」ではありませんので、入札および契約に関する事項については入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）をご覧ください。実施方針は契約上の拘束力はありませんが、以下、参考事項としてご質問に回答します。

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	実施方針	1	28.29	第1-1.3 事業概要	質問	第2期工事に係る貴市との工事費等協議が不調に終わった場合、第2期工事請負をバカテいなく辞退することができるかと理解しますが宜しいでしょうか。	第2期工事实施にあたっては、第1期工事の入札時に受領する第2期工事の見積りを基本に、物価の変動、第1期工事の施工実績を踏まえた神戸市の想定費用の見直し、その他の調整を行うため、第2期工事の事業継続は可能であると判断しています。従って、現時点では「工事費等協議が不調に終わる」ことを想定していません。現実にそのような事態が発生し得る場合に初めて検討すべき事項と考えます。
2	実施方針	5	18	第1.7	質問	事業契約時の工期は、乙が技術提案書で提案し、甲が認めた期間と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	5	18	第1.7	質問	「事業期間の工期は、乙の提案値に対して甲の支払い限度額等を踏まえ、協議により合意した期限とする」とありますが、提案内容にかかわる事項と考えますので、各年度の支払限度額をご教授下さい。	事業契約上の工期（年数）を先に定めない限り、支払い限度額が算定できませんので、まずは技術提案時に入札参加者の考える工期と事業費を提案してください。 技術提案以降に、入札参加者と発注者の技術対話等により工期と支払限度額を含めた事業費を定めます。
4	実施方針	5	20	第1-1.7 - (1)	質問	「第1期施設引渡し」は、第1期の試運転完了・承諾をもって完了する、と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書第3項3(14)、第4項7(1)1)⑩および事業契約書（案）第29条、第37条のとおりです。
5	実施方針	5	23	第1-1.7 - (2)	質問	「第2期施設引渡し」は、第2期の試運転完了・承諾をもって完了する、と考えて宜しいでしょうか。	本事業の契約には、第2期工事は含まれておりません。ただし、基本的には第1期工事と同様の要求になると考えて頂いて差支えありません。
6	実施方針	5	27	第1 1.8	質問	限度額とありますが、第1期工事完了後、第2期工事への内容変更が生じた場合、第2期工事の工事費の見直しはあるのでしょうか。	平成27年6月15日公表「実施方針(案)への質疑及び回答」No.8の回答のとおりですが、以下、追補します。 第1期工事の入札時に受領する第2期工事の見積りを基本に、物価の変動、第1期工事の施工実績を踏まえた発注者の想定費用の見直し、その他の調整を行う可能性があります。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

実施方針は入札説明書に示す「入札説明書等」ではありませんので、入札および契約に関する事項については入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）をご覧ください。実施方針は契約上の拘束力はありませんが、以下、参考事項としてご質問に回答します。

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
7	実施方針	10	4	表3.1事業選定までのスケジュール（案）	質問	提出する見積書についてですが、「見積書に制限事項を設けるかどうかについては、入札公告時（入札説明書）に示します」と前回質問でご回答頂きましたが、記載部分がわかりません。大変申し訳ございませんが、制限事項を設けているのであれば、ご教授下さい。	入札説明書第9項（3）に該当する記述がありますのでご参照ください。
8	実施方針	17	別紙1	リスク分担表（案）	質問	No. 20「甲の帰責事由により第三者から与えられた損害」という損害とは、どのようなものを想定されているかご教示ください。	平成27年6月15日公表「実施方針(案)への質疑及び回答」No. 44の回答のとおりです。
9	実施方針	17	別紙1	リスク分担表（案）	質問	No. 21「乙の帰責事由により第三者から与えられた損害」という損害とは、どのようなものを想定されているかご教示ください。	平成27年6月15日公表「実施方針(案)への質疑及び回答」No. 45の回答のとおりです。
10	実施方針	17	別紙1	リスク分担表（案）	質問	No. 31「本事業に関連して別途発注する業務」をご教示ください。	平成27年6月15日公表「実施方針(案)への質疑及び回答」No. 47の回答のとおりです。
11	実施方針	17	別紙1 No.9	4.1予想されるリスクと官民間での責任分担	意見	法令変更リスクで「上記以外のもの」の責任分担が「乙」と記載されていますが、法令の種類を問わず法令変更の場合は「甲」の責任分担ではないでしょうか。ご検討の程宜しくお願い致します。	実施方針は事業契約書で盛り込まれる各種リスク分担の概念のみを示したものであり、契約上のリスク分担は事業契約書（案）で記述しています。また、平成27年6月4日まで受け付けた「実施方針等に関する質問・意見」において、同様のご意見が複数あったことから、これを受けて事業契約書（案） 神戸市工事請負契約約款 特約事項 第28条の2および第28条の3の記述を設けています。
12	実施方針	17	—	(別紙1)	質問	基準・仕様等の変更リスクの記載がありませんが、“法令変更リスク”と同様と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	18	5	(※2)	質問	「一定の金額までを乙の負担」について、事業契約書（案）第28条に基づくもの、と考えさせて頂いて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

実施方針は入札説明書に示す「入札説明書等」ではありませんので、入札および契約に関する事項については入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）をご覧ください。実施方針は契約上の拘束力はありませんが、以下、参考事項としてご質問に回答します。

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
14	実施方針	18	8	(※3)	意見	「甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合～この場合において、乙による調査に不備等があり～追加費用が発生した場合、及び、損害が発生した場合には乙の責任」とありますが、甲の資料を積算条件として入札しており、甲の資料と現場条件の相違が分かるのは落札後となります。「乙による調査」の不備により障害を発見できずに発生する追加費用や損害の具体例が不明ですが、理由が何であっても入札前の甲提示資料と現場条件の相違による追加費用や損害は甲が負担するものではないでしょうか。	平成27年6月15日公表「実施方針(案)への質疑及び回答」No. 62の回答のとおりです。 なお、実施方針は事業契約書で盛り込まれる各種リスク分担の概念のみを示したものであり、契約上のリスク分担は事業契約書（案）で記述しています。ご質問の内容は、事業契約書（案）神戸市工事請負契約約款 特約事項 第18条、第19条に示すとおりです。
15	実施方針	18	13	(※4)	質問	「瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権の移転の日から機械・電気・建築設備は3年を基本」とありますが、施設の引渡し・所有権移転のタイミングは、1期2期それぞれの試運転完了・承諾時点と考えて宜しいでしょうか。	第1期施設の引渡しについては、要求水準書第3項3(14)、第4項7(1)1)⑩および事業契約書（案）第29条、第37条のとおりです。 また、本事業の契約には、第2期工事は含まれておりません。ただし、基本的には第1期工事と同様の要求となると考えて頂いて差支えありません。
16	実施方針	18	13	(※4)	意見	「瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権の移転の日から機械・電気・建築設備は3年を土木・建築施設は5年を基本」とありますが、1～2年への短縮、ご検討ください。	平成27年6月4日まで受け付けた「実施方針等に関する質問・意見」において、同様のご意見が複数あったことから、平成27年7月28日の公告時に瑕疵担保期間を一部、短縮しました。現時点においては、これ以上の短縮は考えておりません。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	要求水準書	2	28	第1-3-㉔	意見	「「確認」とは事実の存否を認定する・・・中略・・・乙の行う行為を甲が確認する場合、それによって、甲は何ら責任を負うものではない。」とありますが、認定行為を行い、その責任を何ら負わないというのは乙の負担が過大ではないでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.4の回答のとおりです。以下、追補します。 甲の行う認定行為（行為に対しての同意）は、基本的には「承諾」となります。
2	要求水準書	10	表2.3	各工事における業務内容	質問	第1期工事・第2期工事とも、工事監理業務は甲が行う業務で、乙が行う本業務の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	建築工事（必要に応じて土木工事も含む）において、建築士法第2条第7項に定義される「工事監理」は甲が行います。
3	要求水準書	10		第3-(1)表2.3	質問	既設施設・設備を撤去する際に影響のある大規模修繕等の別途発注工事の予定はございますか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.9の回答のとおりです。
4	要求水準書	13	STEP-5	第1期	質問	「※魚崎Pから沈砂池P棟への連絡管・・・」とありますが、連絡管の機能、使用状況をご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.17の回答のとおりです。
5	要求水準書	16	-	【参考1】過年度の基本検討による段階的施工計画(案)STEP12	質問	第2期工事において『沈スク施設築造』が基本検討段階で計画されております。沈スク施設築造とは具体的に何を指されているかご教示ください。	沈スク施設築造は第2期工事実施後、別途工事（STEP13）での建設が正となります。要求水準書を修正しました。 施設としては、要求水準書第4項5（3）④の「沈砂・スクリーンかす洗浄設備」を指します。
6	要求水準書	20	-	図2.5	意見	第2期工事で「②」となっておりますが、第1期工事での「②'」のルートから変更する必要はないと考えますがよろしいでしょうか。（違いがあるかないか）	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.25の回答のとおりです。以下、追補します。 図2.5では、第1期工事を②'、第2期工事を②”と、工事時期により表記を使い分けています。従いまして、②'②”でルート変更を行うことを示しているものではありません。（ルート変更要否は入札参加者で提案して下さい。）
7	要求水準書	23		(2)-2)-④	質問	工事ヤード等の確保し、ヤード内に仮設工事事務所、駐車場を確保可能と考えてよろしいでしょうか。	仮設工事事務所、駐車場は、処理場管理者との占用協議の上、占用許可された形態に限り、工事ヤード内で設置が可能です。
8	要求水準書	23	7	第2-3-(2)-1)-①	質問	甲が取得又は手続きすべきものを具体的にご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.34の回答のとおりです。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
9	要求水準書	23	7	第2 3 (2) 1) ①	質問	各種申請等の手続きに必要な申請手数料は甲が負担と考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 27の回答のとおりです。以下、追補します。 建築基準法、消防法その他法令による諸手続きに係る費用(実費)は様式集第2項2-3(2)のとおり、建築費に計上して下さい。
10	要求水準書	23	25	第2 3 (2) 2) ②	質問	各種申請等の手続きに必要な申請手数料は甲が負担と考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 27の回答のとおりです。以下、追補します。 建築基準法、消防法その他法令による諸手続きに係る費用(実費)は様式集第2項2-3(2)のとおり、建築費に計上して下さい。
11	要求水準書	23	25	第2-3-(2)- 2)-②	質問	作業量の把握が必要となるため、乙が取得又は手続きすべきものについて、応募者独自の提案により必要となるものを除き具体的にご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 35の回答のとおりです。以下、追補します。 関連する事項として、様式第4-6号を平成27年8月24日に追加、要求水準書第3項2(3)を平成27年8月24日に修正しています。
12	要求水準書	27	14	第3.1-(1)	質問	酒造組合等による水質保全活動について、具体的な活動内容をご教授下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 40の回答のとおりです。
13	要求水準書	27	15	第3-1- (1)	質問	「宮水の地下水脈に対して水質汚染が無いよう配慮をする」ためには、現状の水質状況を認識することが不可欠です。前提となる当該地下水の汚染状況についてご提示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 39の回答のとおりです。以下、追補します。 現時点における甲の要求事項の趣旨は、「現況よりも地下水の汚染状況を悪化させない」ことを求めているものであって、技術提案時は、現況の水質状況について類似事例その他の知見を基に何らかの想定を行っていただきたいと考えています。 この何らかの想定については、技術提案時に様式第4-2-4号よってご提案ください。技術対話時に甲の意見を述べますので、双方の合意の上でこれらに係る見積をしてください。工事契約後に乙が行う実施設計時の調査と技術提案書が著しく異なる場合は、甲乙協議によりその対応を決定します。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
14	要求水準書	27	15行目	第3-1 (1)魚崎ポンプ場の立地条件	質問	「東灘処理場周辺は、宮水の地下水脈の通り道になっており・・・水質汚濁が無いよう十分な配慮が必要」と記載されていますが、具体的な水質保全についての基準等があればご教示ください。また、当該施設の下流側に宮水を使用する井戸等情報をご開示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.43の回答のとおりです。併せて、本回答No.13もご参照ください。
15	要求水準書	27	15	第3.1-(1)	質問	「宮水の地下水脈の通り道となっているといわれ、掘削等による水質汚染が無いよう十分な配慮が必要である」と記載がありますが、前提となる当該地下水の汚染状況の現状をご教授下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.39の回答のとおりです。併せて、本回答No.13もご参照ください。
16	要求水準書	29	2	第3 2	質問	「最新版」とは、どの時点（技術提案書提出時、契約時等）の最新版でしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.44の回答のとおりです。
17	要求水準書	32	37	第3-2-(2)-2)	質問	「その他の関連規格、基準、要領、指針等」を具体的にご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.47の回答のとおりです。
18	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覧(1/2)	質問	本ポンプ場の建設は都市計画法第29条第1項第3号に掲げる開発行為（同法施行令第21条第15号で定める「下水道法第二条第三号 から第五号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物」）に該当し、都市計画法第29条の但し書き適用対象と思われませんが、都市計画法第29条に基づく「開発許可申請届出」は必要となるのでしょうか。	原則として不要と考えますが、実施設計時に甲乙協議し、内容を確認してください。
19	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覧(1/2)、(2/2)	質問	当該表に記載の各種届出等の際し、添付資料別紙3に示される用地を敷地として、当該敷地及び当該敷地内の建築行為のみを対象とすれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、添付資料別紙3に示す将来道路拡幅後の用地においても配慮して下さい。
20	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覧(1/2)、(2/2)	質問	本工事に必要となる届出、申請で、乙の業務は当該表に示されているものみとの理解でよろしいでしょうか。	当該表には、現時点で甲が確実に必要になると考える事項のみを明記しています。従って、入札参加者の提案内容に応じて、平成27年8月24日に追加した様式第4-6号の表を記入・削除し、技術対話において入札参加者の提案に対して甲の意見を述べ、対応を協議するものと考えています。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
21	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覽(1/2)、(2/2)脚注※2	意見	「計画通知の作成にあたっては、既存計画通知がないことを留意すること」とありますが、計画通知がないことによる既存不適格部分と思われる部分の改修、手直し、およびそれにかかわる費用、期間は甲側の負担でお願いします。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.51の回答のとおりです。
22	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覽(1/2)、(2/2)脚注※2	質問	「計画通知の作成にあたっては、既存計画通知がないことを留意すること」とありますが、既存部分の計画通知取得を改めて行うことはしないと考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.52の回答のとおりです。
23	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覽脚注(1/2)、(2/2)※2	質問	既存施設の計画通知は存さないとありますが、検査済証はあるのでしょうか。検査済証の存する場合、その既存施設をご教示ください。	検査済証はありません。
24	要求水準書	34	表3.1	各種届出等一覽脚注(1/2)、(2/2)※2	質問	既存施設の計画通知は存さないとありますが、沈砂池ポンプ棟及び東灘処理場管理棟を含む隣接する用地とは、建築基準法上は相互に独立している別敷地であり、かつ別建物として取り扱われて計画通知が行われ、各施設が建設されたとの理解でよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.54の回答のとおりです。
25	要求水準書	35	9行目	第3-3(2)工事の開始	質問	工程計画を立案する上で、実施設計の提出から照査・承諾までに要する日数をご教示下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.63の回答のとおりです。
26	要求水準書	35	21行目	第3-3(5)責任施工	質問	「乙は、要求水準書に明示されていない事項であっても・・・乙の負担で施工すること」と記載されていますが、具体的な工事、工種におけるリスクを定義していただけないでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.55の回答のとおりです。
27	要求水準書	35	26行目	第3-3(6)施工前の許認可	意見	「また、甲が関係官庁への・・・その費用を負担すること」と記載されていますが、甲が実施する申請等については甲の責任負担ではないでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.62の回答のとおりです。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
28	要求水準書	36	3	第3-3-(1)- ①	質問	「乙は、契約締結後直ちに」とありますが、契約締結後直ちに行うのは設計・施工内容についての甲の確認であって、基本設計図書を甲に提出するのは甲の確認の後、確認の結果を反映してからでよいと考えてよろしいでしょうか。	契約締結直後には、入札時に提出した技術提案書を基に、設計・施工内容について甲の確認を受けてください。この際、甲乙協議において、技術提案書の一部または全部の内容について、直ちに反映を行うことになった場合は、確認結果を反映した技術提案書一式（または再技術提案書）を提出してください。契約締結直後に一部の確認結果のみを反映した技術提案書一式を提出した際は、実施設計にとりかかるまでに、技術提案書の内容全部について、甲の確認結果を反映した技術提案書を提出して下さい。
29	要求水準書	36	5	第3-3-(1)	意見	ここに記載の「基本設計図書」は「確認の結果を反映」とあります。用語の定義で示す応募書類一式に「確認の結果を反映」する作業が生じるのであれば、業務の内容に加えていただけませんか。	甲の確認結果を反映した技術提案書（または再技術提案書）は、「基本設計図書」の関連資料であり、一連の作業と考えていますので、別途業務とは考えていません。
30	要求水準書	36	6	第3-3-(1)-①	質問	甲の確認を受けた技術提案書を基本設計図書として提出するとありますが、当該基本設計図書は、通常の委託業務における基本設計及び通常の委託業務における基本設計図書の内容を求めておらず、本事業の実施設計に繋がる改築更新事業の考え方を整理し、示したものであるとの理解でよろしいですか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.70の回答のとおりです。
31	要求水準書	36	17	第3-(8)①	質問	「その他の工事との調整」とありますが、具体的に契約されている工事及び契約される予定の工事とそれぞれの工事内容、工事期間をご教授下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.74の回答のとおりです。
32	要求水準書	36	23	第3-3-(5)	意見	求められている性能は全て要求水準書に明示されているはずであり、要求水準書に示されていない事項は甲にてその責を負っていただくものと思料します。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.61の回答のとおりです。



## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
33	要求水準書	36	29	第3-3-(6)	意見	「甲が関係官庁への申請・・・中略・・・乙は実施及び協力するものとし、その費用を負担すること。」とありますが、積算に含めるために、負担すべき費用の内容を明確にしていだけないでしょうか。現時点で明確にできない場合は、本事業の業務から除外していただけないでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.73の回答のとおりです。以下、追補します。 建築基準法、消防法その他法令による諸手続に係る費用(実費)は様式集第2項2-3(2)のとおり、建築費に計上してください。
34	要求水準書	P38	表3.2 表3.3	4	質問	騒音規制基準、振動規制基準等の各条例は、工事が竣工した時点で遵守するものと考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表の「要求水準書(案)への質疑及び回答」の78と同じです。
35	要求水準書	38	2行目 3行目	第3-4 公害防止基準 表3.2	意見	「施設・設備等の設計及び施工は・・・」と記載されていますが、表3.2に示す騒音規制基準は完成した工場等の施設に対するの条例であり、工事中を対象としないものです。本工事施工中においても本規制値(60dB、65dB)を満足させる必要がありますか。	施工時は、「特定建設作業における振動規制基準」に準じてください。 「設計及び施工」の文言が不適切であったため、要求水準書第3項4を修正し、施工時と施設・設備の騒音・振動基準に分割しました。
36	要求水準書	38	7	第3 3 (1 2)	質問	保険加入について、各種加入すべき保険の種類が記載されていますが、記載以外の保険への加入は不要と考えて良いでしょうか？ 必要な場合その種類をご教示いただけないでしょうか。	保険契約を締結したことを証明する書面(証紙等)の写しを甲に提出することを義務付けたものは記載のとおりです。 その他、入札参加者の責任において、必要に応じて保険の加入を検討してください。
37	要求水準書	39	表3.2	騒音規制基準	質問	施工については騒音規制法・振動規制法・環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)に定める、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の基準を満たせばよいとの理解でよろしいですか。	甲からの要求事項としては、ご理解のとおりです。 ただし、法令等を遵守しているにも関わらず、第三者から騒音・振動に関して苦情等がある場合は、甲乙協議により、対応を決定します。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
38	要求水準書	40		表3.6	質問	「表3.6工事濁水に係る排水基準」に記載の項目のうちPHと浮遊物質は、工事により発生する可能性があり、排水設備を設置する場合があります。その他項目化学物質は、工事に起因する項目の可能性が低いため、契約後の水質調査結果から、排水設備の仕様決定する必要があります。排水設備仕様内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	実施設計を行う前の段階である、技術提案時においては、現況の水質状況について、類似事例その他の知見を基に何らかの想定を行っていただきたいと考えています。 この何らかの想定については、技術提案時に様式第4-2-11号④によってご提案ください。技術対話において、入札参加者の提案に対して甲の意見を述べますので、双方の合意の上でこれらに係る見積をしてください。工事契約後に乙が行う実施設計時の調査と技術提案書が著しく異なる場合は、甲乙協議によりその対応を決定します。
39	要求水準書	50	表4.4	シャワー室	質問	シャワー室にキッチンユニットは必要でしょうか。また、シャワーユニットは不要とされているのでしょうか。	キッチンユニットではなく、シャワーユニットが必要です。 要求水準書の文言は誤記となりますので修正しました。
40	要求水準書	51	19行目 20行目	第4-3 (1)一般事項 ⑧	質問	『旧沈砂スクリーンかす洗浄棟は、・・・・・・、下水処理施設跡地に建設されている。』と記述されていますが、旧沈砂スクリーンかす洗浄棟は「水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設」に該当するのでしょうか。 また、本工事に係る施設で、「水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設」に該当する施設は存在するのでしょうか。 該当するか否かは、各施設における使用・廃止の届出等に関する環境部局（市環境局）との協議記録からも判定できます。協議記録があればご開示ください。	以下に有害物質使用特定施設に該当する可能性のある施設を示します。特定施設への該当是非については、実施設計時に関連機関へ確認・協議を行う必要があると考えます。 ①旧沈砂スクリーンかす洗浄棟 ②既設魚崎ポンプ場 また、過去の協議記録については、受注者に開示する可能性はありますが、現時点で入札参加者に広く開示することは考えていません。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
41	要求水準書	51	21行目	第4-3 (1) 一般事項⑧	意見、 質問	本改築更新事業は、その土地の形質変更の範囲から土壌汚染対策法の適用対象となると判断されます。 要求水準書には『本工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法について甲及び関係機関との協議を行い、必要な届出の提出及び適切な処置等を講ずること。』記載されています。「乙」が『関係機関との協議』を行うよう記述されていますが、土壌汚染対策法では、土壌汚染状況調査及び対策は「土地の所有者等：土地の所有者、管理者又は占有者」が実施することとなっています。したがって、関係機関との協議は「甲」が行うべきではないでしょうか。関係機関との協議は、要求水準書P23、7行目記載の「1) 甲が行う業務範囲①」の「各種申請等の手続き」に含まれているものと理解してよろしいでしょうか。	関係機関との協議は甲が行いますが、協議には乙が作成した資料を用いることから、乙が土地の形質変更に関する設計担当者となるために乙の同席が必要であると考えます。 なお、ご質問のとおり関係機関との協議は、甲の業務範囲に含まれます。また、乙による資料作成および関連機関との協議の同席は、第2項2(2)2)②「第1期施設及び第2期施設の新設に必要な許認可及び各種申請等の資料作成及び手続き」に含まれるものと考えています。
42	要求水準書	55	2行目 16行目 22行目	第4-3 (4) 場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	滞水池への送水管、汚水バイパス管および地蔵川雨水幹線の管移設および修繕に伴い、管の材質を現状から変更してもよろしいでしょうか。また、管種等の規定があればご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.98の回答のとおりです。
43	要求水準書	55	2行目 22行目	第4-3 (4) 場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	滞水池への送水管および地蔵川雨水幹線の管移設線形(縦断・平面)について規定があればご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.99の回答のとおりです。
44	要求水準書	55	5行目	第4-3 (4) 場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	「流入渠は、原則RC構造とし、ボックスカルバートを採用する場合は、甲の基準(神戸市雨水渠設計指針等)に準拠」と記載されています。放流渠の準拠指針も同様と考えて宜しいでしょうか。	第3項2(2)の基準、仕様等を準拠した上で、入札参加者の設計思想により、入札参加者が判断してください。 なお、甲が第4項3(4)②で特記した基準は、技術基準を示したものであり、構造基準を示したものではありません。 技術基準について、基本的にはご理解のとおりですが、放流渠の場合は、神戸市雨水渠設計指針等だけでなく、関係機関との協議時に異なる基準を提示される可能性があることも考慮してください。 平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.106の回答と併せてご確認ください。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
45	要求水準書	55	5行目	第4-3 (4)場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	流入渠・放流渠に杭基礎を採用した場合の設計方法について、神戸市雨水渠設計指針3-2-9基礎形式(P77)に従い、杭を含めた全体構造で計算し、杭は常時のみで設計するという方針で問題ないでしょうか。	要求水準書第3項2(2)の基準、仕様等を準拠した上で、入札参加者の設計思想により、入札参加者が判断してください。 なお、甲が第4項3(4)②で特記した基準は、技術基準を示したものであり、構造基準を示したものではありません。
46	要求水準書	55	5行目	第4-3 (4)場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	「流入渠は、原則RC構造とし、・・・」と記載されていますが、流入渠の本庄幹線との接合部を設計する上で、本庄幹線の構造資料(構造図、配筋図等)が必要になります。本庄幹線の構造資料をご提示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.100の回答のとおりです。
47	要求水準書	55	19行目	第4-3 (4)場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	「⑥場内地下埋設物は別紙17「地下埋設物」に示すものが確認されているため、実施設計時に必要性を確認した上で撤去・移設を行うこと。・・・」と記載されていますが、設計上移設が必要と判断した場合は、地下埋設物は全て撤去・移設が可能と解釈してよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.102の回答のとおりです。
48	要求水準書	55	20行目	第4-3 (4)場内管路 施設、流入渠 及び放流渠	質問	「・・・。また、必要に応じて、試掘による確認を行うこと。」と記載されていますが、入札時には試掘調査を行うことはできません。別紙17「地下埋設物」が実際の現地状況と異なり追加費用が発生した場合は、甲が費用を負担するという事で考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.103の回答のとおりです。以下、追補します。 技術提案時においては、甲が提示した資料を正として構いませんが、実施設計時に乙の責任において、適切な調査等を実施してください。調査結果と甲が提示した資料が異なる場合は、甲乙協議によりその対応を決定します。
49	要求水準書	56	2	第4-3-(4)-①	質問	滞水池送水管の移設に際して、移設後の滞水池送水管の管材、形状に制約があればご教示下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.105の回答のとおりです。
50	要求水準書	56	5	第4-3-(4)-②	質問	流入渠は甲の基準である神戸市雨水渠設計指針、(参考)プレキャストボックスカルバート特記仕様書等に準拠するとありますが、ポンプ場施設に付帯する管路として扱わず、雨水渠として扱うとの理解でよろしいでしょうか。	本回答No.45をご参照ください。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
51	要求水準書	56	5	第4-3-(4)-②	質問	流入渠は甲の基準である神戸市雨水渠設計指針、(参考)プレキャストボックスカルバート特記仕様書等に準拠するとあり、杭基礎を採用する場合、神戸市雨水渠設計指針77頁3-2-9.基礎形式2)-③に”設計は常時のみとする”と記載があります。この場合、常時は杭基礎を含めた全体系で検討を行い、地震時は直接基礎として検討を行えばよいのでしょうか。	本回答No. 45をご参照ください。
52	要求水準書	56	5	第4-3-(4)-②	質問	流入渠に杭基礎を採用し、常時は杭基礎を含めた全体系で検討を行い、地震時は直接基礎として検討を行う場合、神戸市雨水渠設計指針77頁3-2-9.基礎形式 2)-④の記述から、ボックスカルバートと杭は剛で接合すると解されるので、杭の影響は無視できないものと考えられます。これに対応する計算例又は参考資料等をご教示くださるようお願いいたします。	本回答No. 45をご参照ください。
53	要求水準書	56	14	第4-3-(4)-④	質問	「放流流速を最終的に決定する際は、事前に甲及び関係機関と協議すること」とありますが、お示しの流速の範囲に納まっても認められない場合があるのであれば、計画検討及びこれに伴う積算に影響が生じますので、認められる範囲をお示しく下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 106の回答のとおりです。
54	要求水準書	56	18	第4-3-(4)-⑤	質問	汚水バイパス管の”修繕”は用語の定義通り、別紙16に記載の敷設された時点の水準又は実用上支障のない状態まで回復させる工事を行うものと理解してよろしいですか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 107の回答のとおりです。
55	要求水準書	56	22	第4-3-(4)-⑦	質問	地蔵川雨水幹線の移設に際して、移設後の地蔵川雨水幹線の管材、形状に制約があればご教示下さい。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 108の回答のとおりです。
56	要求水準書	57	22	第4-(2)-1)⑤	質問	「ポンプ棟内はバリアフリーに配慮した計画とすること」と記載がありますが、本施設はいわゆるバリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に該当しないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
58	要求水準書	58	22	第4-4-(2)-1)-⑤	質問	「ポンプ棟内はバリアフリーに配慮した計画とすること」とありますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に促進に関する法律及び兵庫県福祉のまちづくり条例ではポンプ施設は特定建築物に該当しないと解せられますので、乙において任意にバリアフリー整備対象を設定し、設定した対象について上記法令の整備基準を準用すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、バリアフリー整備対象の設定においては、甲と協議し決定下さい。
59	要求水準書	61	23	第4-(4)-13)②	質問	工作室に設置する機器吊上げ用ホイスレールの定格荷重をご教授下さい。	定格荷重は、0.5ton未満で水中ポンプ等の簡易な整備が可能なレベルとしてください。
60	要求水準書	62	3	第4-(4)-15)③	質問	諸室の全体レイアウトを考慮して、PCB保管庫は第1期、第2期の各躯体に分割して配置し、合わせて必要床面積を確保することで宜しいでしょうか。	PCB保管庫は、第1期施設に配置してください。また、第2期既設ポンプ場解体時において第1期で新設のポンプ場に配置したPCB保管庫で不足する場合は、第2期建物内に保管庫を設けてください。
61	要求水準書	62	31	第4-4-(4)-15)-②	質問	積算に影響しますので、撤去すべき「危険物庫」の平面図、立面図、断面図等の撤去に係る積算が可能な資料の提示をお願いします。	配布資料「既設ポンプ場及び関連施設竣工図」の脱臭機棟その他改修工事図面に有ります。
62	要求水準書	69	30行目	第4-4(12)撤去工事	質問	「本要求水準書に定める設計・施工期間内に・・・・」と記載されていますが、撤去計画を立案する上で、旧沈砂スクリーンかす洗浄棟及び既設ポンプ場の構造資料が必要となります。両施設の構造資料（配筋図等）をご提示ください。	配布資料に示した構造図以外は確認できていません。
63	要求水準書	70	1	第4-4-(11)-②	質問	仮使用の期間は、「承認日から3年以内で、仮使用が必要と認められる期間。」と貴市のホームページ上で公表されていますが、本事業においては、1期運用の期間は3年を超えるスケジュールとなっています。3年を越えての仮使用が可能であると担当部局様に確認を済ませておられ、かつその内容が事業期間内は有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.124の回答のとおりです。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
64	要求水準書	70	1	第4-4-(11)- ②	質問	既存ポンプ場を部分的に取り壊し、構造安全性の検討資料を添付することで残りの既存部分を使用できるとする件については、貴市で事前検討されている内容で担当部局様に確認を済ませておられ、かつその内容が事業期間内は有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	事前検討結果での担当部局との確認は行っていません。仮使用承認時の構造安全性の検討に関する考え方（基準）については確認済みです。
65	要求水準書	70	4	第4-4-(11)- ②	意見	「市が既設ポンプ場の一部取り壊し時における安全性について検討した資料を貸与する」とありますが、第1期工事においても一部取り壊し業務が含まれており、入札段階では補強が必要かどうか、また、どのような補強を行えばよいのかが不明です。貴市にて、補強方法、内容及びこれに関しての積算が可能な資料をご提示いただけませんか。	配布資料「既設の一部取り壊し時における安全性照査」を基に、入札参加者の判断で提案してください。
66	要求水準書	70	6行目 7行目	第4-4 (12)撤去工事	質問	2期工事において既設魚崎ポンプ場を廃止することにより本場雨水滞水池への配管が不要となります。配管等の施設は魚崎ポンプ場用地内のみ撤去すると考えてよろしいでしょうか。	不要となる魚崎ポンプ場側敷地内（護岸・運河間を除く）の配管は撤去してください。なお、護岸・運河間の送水管は、入札参加者の判断で恒久的に安全性を確保できる対策を立案し、甲と協議の上、決定してください。
67	要求水準書	70	6行目 7行目	第4-4 (12)撤去工事	質問	既設構造撤去工事のうち、既設魚崎ポンプ場放流水路や伏せ越し管、地蔵川幹線の吐け口は既設護岸の運河面まで完全に撤去する必要がありますでしょうか。護岸部は内部を埋め戻す等の措置と考えて宜しいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 16、No. 19の回答のとおりです。
68	要求水準書	70	16	第4-4-(11)- ④	質問	「現状を悪化させないよう構造的検討を行い・・・」とありますが、次項の⑦の基準を満たせば悪化には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第4項4(11)⑤の基準を満たすように検討してください。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
69	要求水準書	70	30	第4-4-(12)	意見	<p>第1期工事における既存ポンプ場の一部撤去について、残りの既存ポンプ場を稼働させるに際し、以下の点が不明なため、計画検討及び積算ができません。</p> <p>貴市にて、残りの既存ポンプ場を稼働させるための改修計画、内容及びこれに関して積算が可能な資料をご提示いただけませんか。</p> <p>①建築設備に関する資料が不明：一部撤去に伴う移設、改修の計画検討ができない。</p> <p>②建築基準法、消防法等の現ポンプ場の法令適用状況及び一部撤去に伴う遡及適用の有無並びに、遡及適用を受ける場合の各法令への対応内容が不明：応札段階では、残りのポンプ場に対してどのような改修条件が付されるのか知り得ないことから計画検討ができない。</p> <p>内容及びこれに関して積算が可能な資料のご提示が困難である場合、第2期工事に含めることはできないでしょうか。</p>	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 112の回答のとおりです。
70	要求水準書	71	20	第4-4-(13)-3)-①-ア	質問	<p>「上水は東灘処理場より給水する」とありますが、別紙17地下埋設物等P17-3及びP17-4では公道からの引込給水管は添付資料別紙3現況敷地境界図における魚崎ポンプ場内にあるように見受けられます。別途、東灘処理場より給水するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 131の回答のとおりです。別途東灘処理場より給水するものではありません。
71	要求水準書	72	20	第4-4-(13)-3)-①-ア	質問	<p>「上水は東灘処理場より給水する」とありますが、東灘処理場への引き込み口径、新ポンプ場への分岐予定位置及びその口径をご教示ください。</p>	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No. 132の回答のとおりです。
72	要求水準書	72	21	第4-4-(13)-3)-①-イ	質問	<p>「新ポンプ場へ供給できる必要な設備容量を想定し・・・」とありますが、東灘処理場における使用状況が不明なため想定が困難です。東灘処理場における使用量、引き込み口径等の新ポンプ場への供給可能水量が想定できる資料をお示しください。</p>	東灘処理場側の上水使用量及び引き込み口径、供給設備に関する資料として、別紙33「給水装置工事申請書兼設計書」を追加しました。



## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答																																	
73	要求水準書	77	13	第4-4-(14)-4)-⑤-ウ	質問	「操作作業員数を甲に確認し、」とありますが、積算に影響しますので、必要数をお示し下さい。	(第4-4-(13)-4)-⑤-ウに対するご質問と解釈し回答します。) 平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.136の回答のとおりです。																																	
74	要求水準書	77	15	第4-4-(14)-4)-⑤-エ	質問	「作業員数を甲に確認し、」とありますが、積算に影響しますので、必要数をお示し下さい。	(第4-4-(13)-4)-⑤-エに対するご質問と解釈し回答します) 平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.137の回答のとおりです。																																	
75	要求水準書	80	10	第4-4-(15)	質問	「PCBの撤去時においては、竣工図・・・準拠し処分を行うこと」とありますが、PCBおよびそれを含んだ機器等の保管は甲が行うものと考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.142の回答のとおりです。																																	
76	要求水準書	80	17	第4-5-(2)-②	質問	「・・・現状の運用を考慮すること。」とありますが、既設雨水ポンプ、滞水池送水ポンプの始動水位は現地確認時に既設魚崎ポンプ場監視室にあるポンプ自動起動盤で確認した下記設定水位 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>起動水位</th> <th>停止水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水6号</td> <td>-2.60m</td> <td>-3.90m</td> </tr> <tr> <td>雨水5号</td> <td>-2.75m</td> <td>-3.40m</td> </tr> <tr> <td>雨水4号</td> <td>-2.90m</td> <td>-3.60m</td> </tr> <tr> <td>雨水3号</td> <td>-3.05m</td> <td>-3.80m</td> </tr> <tr> <td>雨水2号</td> <td>-3.20m</td> <td>-3.95m</td> </tr> <tr> <td>雨水1号</td> <td>-4.00m</td> <td>-5.00m</td> </tr> <tr> <td>滞水池送水4号</td> <td>-2.80m</td> <td>-4.10m</td> </tr> <tr> <td>滞水池送水3号</td> <td>-3.50m</td> <td>-4.80m</td> </tr> <tr> <td>滞水池送水2号</td> <td>-4.00m</td> <td>-5.00m</td> </tr> <tr> <td>滞水池送水1号</td> <td>-4.60m</td> <td>-5.60m</td> </tr> </tbody> </table> としてよろしいでしょうか。		起動水位	停止水位	雨水6号	-2.60m	-3.90m	雨水5号	-2.75m	-3.40m	雨水4号	-2.90m	-3.60m	雨水3号	-3.05m	-3.80m	雨水2号	-3.20m	-3.95m	雨水1号	-4.00m	-5.00m	滞水池送水4号	-2.80m	-4.10m	滞水池送水3号	-3.50m	-4.80m	滞水池送水2号	-4.00m	-5.00m	滞水池送水1号	-4.60m	-5.60m	起動水位及び停止水位は、既設通りとするのではなく、機種選定(先行待機有無)や兵庫県津波想定水位等の因子を考慮し、設定して下さい。
	起動水位	停止水位																																						
雨水6号	-2.60m	-3.90m																																						
雨水5号	-2.75m	-3.40m																																						
雨水4号	-2.90m	-3.60m																																						
雨水3号	-3.05m	-3.80m																																						
雨水2号	-3.20m	-3.95m																																						
雨水1号	-4.00m	-5.00m																																						
滞水池送水4号	-2.80m	-4.10m																																						
滞水池送水3号	-3.50m	-4.80m																																						
滞水池送水2号	-4.00m	-5.00m																																						
滞水池送水1号	-4.60m	-5.60m																																						
77	要求水準書	81	5	第4-5-(2)-⑧	質問	「・・・維持管理用クレーンは設置するものとし、クレーンは手動式とすること。」維持管理用クレーンとは原動機室に設置する機器据付用天井クレーンと考えてよろしいでしょうか。	雨水ポンプやポンプ井排水ポンプ等の点検整備時等に必要となるクレーンであり、機器据付用とは異なります。必要箇所検討の上、ご提案下さい。																																	
78	要求水準書	85	3	第5-(7)②	質問	処理水量の測定は、受注後の現地調査において流量計を設置し、供給水量を確認するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、受注後の現場調査の意です。																																	

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
79	要求水準書	85	10	第5-(7)②	質問	既設処理水送水設備では供給量が不足すると判断された場合、処理水送水設備を設置するとありますが、この処理水送水設備の増設は本提案には含めず、設計変更にて対応するとの理解で宜しいでしょうか。	既に増設が想定される場合は、想定必要処理水量を含めて技術提案時にご提案下さい。技術対話時に甲の意見を述べますので、双方の合意の上でこれらに係る見積をしてください。工事契約後の現状処理水供給量確認及び設計後に、処理水量と技術提案書が著しく異なる場合は、甲乙協議によりその対応を決定します。
80	要求水準書	85	12	第4-5-(7)-③	質問	「・・仕様変更を技術提案する場合には、甲の承諾を得ること」とありますが、もし技術提案で仕様変更がある場合は、提出前に質問等で承諾を得る必要があると考えてよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.149の回答のとおりです。
81	要求水準書	87	10	第4-6(1)⑥	質問	省エネ計画策定および維持管理に資する、電流値・電力値・電力量値等とは、高圧電動機、高圧変圧器一次、空調機の計測値と考えますが、よろしいでしょうか。	現状の魚崎ポンプ場では、変圧器2次側の動力主幹盤での電流と電力量も計測して記録していますので、これらの情報も必要です。また、低圧電動機であっても容量の大きいものについては、高圧電動機と同様に計測記録をお願いします。
82	要求水準書	89	29	第4-7(1)1)⑩	質問	「第1期施設の完成後」とは、“試運転完了後”と考えてよいでしょうか。 (第1期工事は、第1期試運転後に既設ポンプ場一部撤去し完了と考えます。第1期工事の完成後ではなく、試運転完了後の承諾で引渡しとなると考えてよろしいでしょうか。)	「第1期施設の完成後」とは、第1期工事の完成後ではなく、第1期施設を引渡した時点を指します。 第1期施設の引渡しについては、要求水準書第3項3(14)、第4項7(1)1)⑩および事業契約書(案)第29条、第37条のとおりです。
83	要求水準書	90	2	第4-7-(1)-2)	質問	主ポンプの性能試験等現場で行うことができない試験は、製作工場等で試験を行うと考えて宜しいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.168の回答のとおりです。
84	添付資料	1-1		(別紙1) 既設ポンプ場図面	質問	5/29現説時にDVDにて受領した添付資料1-1には敷地境界線が図示されています。沈砂池ポンプ場との敷地境界線(敷地東側境界線)が意味するところは、「この境界線を越えて掘削等の工事をしてはならない」「敷地境界線外を工事用地として使用できない」ということでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.173の回答のとおりです。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
85	添付資料別紙3	2		現況敷地境界 図	質問	建築基準法上の前面道路の幅員、道路種別、接道状況をご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.183の回答のとおりです。また、道路計画用地は将来拡幅する予定地ですが、現時点では法的に制約を受けるものではありません。
86	添付資料別紙15	4	21	(4)-2)	質問	流入渠の9割水深の与条件に関連して、「本庄汚水幹線の抜本的な布設替え(増径含む)も考慮した・・・」とあります。布設替えの範囲、断面形状、勾配及び管底高等をご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.185の回答のとおり、本事業では本庄幹線の布設替えを考慮する必要はありません。
87	添付資料	6-1	12行目	場内管理に関する資料	質問	施工時に見学用バス駐車場を確保する必要があるのでしょうか、あるとすれば、どの程度の広さの駐車場を確保すればよろしいでしょうか。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.174の回答のとおりです。
88	添付資料	9-44		(別紙9)土質について	質問	Dsc層とDg層の地下水の諸元(水頭及び透水係数)をご教示ください。 新ポンプ場の掘削深さはKOP-11~-13m程度となり、Dsc層orDg層の被圧水圧でAc層が盤ぶくれを起こす可能性が強く、盤ぶくれの検討を行う必要があります。そのためにはDsc層とDg層の地下水の諸元(水頭及び透水係数)が必要ですので、ご教示ください。	平成27年6月15日公表「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.176の回答と同様です。
89	配布資料-既設ポンプ場図面集	-	-	撤去工事計画	質問	既設ポンプ場建設時の仮設物残置状況(仮設土止め壁、中間杭等)や底版改良工法(位置)により、今回工事の既設構造物撤去工事計画が大きく変更となる可能性があります。既設ポンプ場建設時の仮設図面等をご提示ください。	技術提案時は残置物が無いものとして提案してください。なお、工事中に残置物が確認され、土工仮設に重大な影響がある場合は、甲乙協議によりその対応を決定します。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	様式集	様式第4-2-4号	2行目	基本計画（施工数量の想定）に関する提案書	質問	『見積算定にあたって』とは、第1期および第2期の見積を何を指されたものでしょうか。ご教示ください。	各種対策および調査費用を指すものであり、対策内容によって反映させる見積の項目が異なります。 例えば、汚水バイパス管の修繕対策は第1期工事で実施するものなので、第1期の事業費の見積り（様式第5-4-1号、5-4-2号）にのみ必要な想定ですが、基礎地盤の液状化対策などは第1期工事、第2期工事で共通の想定となるものと考えられます。
2	様式集	様式第4-2-4号	8行目	基本計画（施工数量の想定）に関する提案書	質問	*2に「入札時における土工仮設の単価及び数量を想定のこと」と記載されていますが、土工仮設とは具体的な工種、種別を教示ください。	土質の想定により、費用に影響が出る工種が対象となります。様式第5-4-2号で考えた場合、掘削工、埋戻工、土留め工、補助地盤改良工、地盤改良工などです。 ただし、様式第5-4-2号は入札参加者による修正が可能ですのでこの限りではありません。
3	様式集	様式第4-2-4号	8行目	基本計画（施工数量の想定）に関する提案書	意見	*2に「入札時における土工仮設の単価及び数量を想定のこと」と記載されていますが、単価の記載は、設計・計画・積算のスケジュールを考慮し、「再技術提案時（見積り提出時）」とさせていただいて宜しいでしょうか。	単価は技術提案書に記載して下さい。 単価を技術提案時に求める理由として、技術提案書にて入札参加者の土質想定を確認し、技術対話にて想定内容について協議したいと考えています。単価の記載が困難な場合は、単価の想定の本拠となる土質の想定を示して下さい。
4	様式集	様式第4-2-11号		様式第4-2-11号	質問	前回の要求水準書に関する質問で、施工時は「特定建設作業における騒音・振動規制基準」に準ずるとご回答頂きましたが、様式には「特定工場における騒音・振動規制基準」が記載されているかと思われます。施工時には、前回のご回答どおり「特定建設作業における騒音・振動規制基準」に準ずるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 施工時は、「特定建設作業における振動規制基準」に準じてください。 「設計及び施工」の文言が不適切であったため、要求水準書第3項4を修正し、施工時と施設・設備の騒音・振動基準に分割しました。
5	様式集	様式第4-2-13号	-	基本計画（地元経済への貢献）に関する提案書	質問	③では、①で算出する「目標調達率」と②で算出する「目標下請率」の合計値を記載することとなっています。 算出式は、下記と考えてよろしいでしょうか。 合計値(%) = ((1期での目標調達金額 + 1期での目標発注額) / 1期の見積価格) × 100	③は、①と②を小数第1位表記（小数第2位を四捨五入）としたものの和としてください。 様式第4-2-13号について、有効桁数の考え方を追記しました。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
6	様式集	第4-2-13号	3	第4-2-13号	質問	地元経済への貢献…と記載がありますが、「地元」の具体的な範囲や定義をご教示いただけませんか。	神戸市内です。
7	様式集	第4-2-13号	4	第4-2-13号	質問	①材料調達等に係る…と記載がありますが、「材料」にプラント用機器は含まれますでしょうか。	含みます。 様式第4-2-13号「材料」の文言を「材料・機器」に変更しました。
8	様式集	様式第4-2-13号	12行目	基本計画（地元経済への貢献）に関する提案書	意見	目標調達率、目標下請け率の算出においては精度の高い積算が必要となります。これら具体的な数値と協力企業名の記載は、設計・計画・積算のスケジュールを考慮し、「再技術提案時（見積り提出時）」とさせていただいて宜しいでしょうか。	目標調達率、目標下請け率の算出を技術提案時に求める理由として、技術提案時に入札参加者の意向を確認し、協議したいと考えています。 目標調達率、目標下請け率は見積り前の提出となりますので、再技術提案時（見積り提出時）と若干の差異があっても構いません。ただし、あまりにも差異が大きい場合や、地元貢献に対する考え方が技術提案時から変更されている場合は、再技術提案時にヒアリング等を実施する場合があります。
9	様式集	様式第4-2-16号	1行目	基本計画（イベント時・見学時の対応）に関する提案書	質問	「③第1期工事に係る見学時」と記載されていますが、1期工事を対象とした見学会を考えてよろしいでしょうか。	第1期工事を対象とした見学会と考えてください。 なお、現時点では実際の見学会の想定はございません。
10	様式集	様式第4-2-16号	1行目	基本計画（イベント時・見学時の対応）に関する提案書	質問	「③第1期工事に係る見学時」において、見学対象者は建設関係者を想定されていますか。あるいは子供等を含む第三者を想定されていますか。	現時点では実際の見学会の想定はございません。過去の実績や類似事例等を基に、入札参加者が想定してください。
11	様式集	様式第4-2-16号	1行目	基本計画（イベント時・見学時の対応）に関する提案書	質問	「③第1期工事に係る見学時」と記載されていますが、見学会の開催頻度はどの程度を想定されていますか。	現時点では実際の見学会の想定はございません。過去の実績や類似事例等を基に、入札参加者が想定してください。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
12	様式集	要求水準及び評価項目に係る評価審査書		第4-3-3号	質問	設計・建設（ポンプ能力、編成）に関する提案書「・・・また、本様式または、設計図書にポンプの割付図を添付すること」とありますが、ポンプの割付図とは雨水ポンプ及び滞水池送水ポンプの全体配置がわかる平面図と考えてよいでしょうか。	平面図のほか、断面図も添付してください。
13	様式集	第4-4-1号の別表	—	第4-4-1号の別表	質問	表中の契約内容欄に（入札説明書において示した応募参加資格が判断できる…）と記載がありますが、様式第4-4-1号記載の条件（過去10か年において、20m <sup>3</sup> /s以上のポンプ場建設工事…）が判断できる項目を記載するのではなく、「入札説明書2入札に参加する者に必要な資格」が判断できる項目を記載するのでしょうか。	様式第4-4-1号には、過去10か年における、20m <sup>3</sup> /s以上のポンプ場建設工事、ポンプ場機械設備工事及び電気設備工事（新設、改築更新）の実績が判断できる項目を記載してください。別表の文言は誤記となりますので修正しました。
14	様式集	様式第4-5号	1	設計図書	意見	要求水準及び評価項目に係る評価審査書として様式4-5号の設計図書に定める検討書・図面は「下水道施設設計業務等共通仕様書」に記載の実施設設計（基本設計）において定めるものと同様又はそれ以上のものを要するよう見受けられます。これらの内容の検討及び図書の作成、入札公告から技術提案書提出までの期間から鑑みて応札者の負担が過大なものとなっています。6月15日付の「要求水準書(案)への質疑及び回答」No.70において、通常の業務委託における基本設計の内容は求めている旨のご回答をされているので、設計図書は応札者の負担が過大とならない程度に合理化して頂けないでしょうか。	様式第4-5号に示す各々の設計図書は、必ずしも「下水道施設設計業務等共通仕様書」に記載の実施設設計（基本設計）と同等の内容を求めておりません。「下水道施設設計業務等共通仕様書」に記載の実施設設計（基本設計）および実施設設計（詳細設計）は、契約後に作成すべき内容と考えています。技術提案時は、入札参加者が見積書の作成に必要であると判断した内容で作成してください。
15	様式集	5-1様式集	5行目 7行目	2-1提出部数等	意見	正本、副本ともに「様式第3-1号から第5-14号まで（図面及び添付資料を含む）を全てを様式の順に一括して綴り・・・」と記載されていますが、様式第4-5号は枚数が非常に多くなると思われます。様式第4-5号のみを別冊にしても宜しいでしょう	承諾します。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
16	様式集	様式 第5- 4-1号	全般	様式 第5-4-1号	質問	改訂配布された土木工事価格(第1期工事)内訳書から、9 場内道路工・10 場内植栽工・11 場内付帯工の項目が削除されています。この3項目に掛かる費用はどの項目に計上すれば良いのでしょうか。	様式第5-4-1に「9 付帯工」の種別を追加しましたので、必要に応じて修正して記載してください。
17	様式集	様式 第5- 4-2号	全般	様式 第5-4-2号	質問	改訂配布された土木工事価格(第1期工事)内訳書には、種別と細別の項目が追加されています。追加された項目だけでは見積を完成できません。必要に応じて項目を追加してよろしいでしょうか。	承諾します。
18	様式集	様式 第5- 4-2号	全般	様式 第5-4-2号	質問	改訂配布された土木工事価格(第1期工事)内訳書の共通仮設費のページには種別項目しかありません。細別項目は不要と理解して良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、甲の想定と著しく費用が異なる場合など、見積り内容によっては、ヒアリング等を実施させていただく場合があります。
19	様式集	様式 第5- 4-2号 1 ポ ンプ 場土 工	全般	様式 第5-4-2号 1 ポンプ場土 工	質問	掘削工に既設構造物撤去の項目があります。これは、既設ポンプ場地下躯体撤去はここで計上し、沈砂スクリーンかす洗浄棟及びその他構造物の撤去は8 既設構造物撤去工の項で計上するものと理解して良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、見積書の項目は変更可能ですので、必要な項目を追加いただいても構いません。 また、全ての撤去を「8 既設構造物撤去工」の項で計上しても構いません。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答																																																																		
1	落札者決定規 準	3	20行目	(4) 総合評 価 ア技術評 価点	質問	<p>『応募者から提出された技術提案書の内容に応じ、別紙（表－2）に示す評価項目及び配点に基づき、技術評価点を与える。』と記載されています。別紙（表－2）のNo. 1～No. 21の評価項目が技術提案書のどの様式で評価されるのか、についてですが、下表に弊社で想定しました「落札者決定規準評価項目に対応する技術提案書様式番号」を添付させていただきましたので、下表で良いかご教示ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>小項目</th> <th>様式No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>事業全体に係る工期短縮</td> <td>4-2-1(事業の工期)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>既設構造物への影響</td> <td>4-3-2(既設設備、構造物への影響)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>解体・更新時における安定的な運転を行うための作業計画</td> <td>4-2-2(仮設計画)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安全対策</td> <td>4-2-3(安全対策)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>事前対応が困難な事項への適切な想定</td> <td>4-2-4(施工数量の想定)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>土木・建築に係るレイアウト計画</td> <td>4-2-6(レイアウト計画)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>設備の維持管理点検計画</td> <td>4-2-7(設備の維持管理点検計画)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>耐久性の向上</td> <td>4-2-5(構造検討方針) 4-3-1(耐久性の向上)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>運転管理</td> <td>4-2-8(運転管理)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>設備・機器の信頼性</td> <td>4-3-3(ポンプ能力、編成) 4-3-4(設備の信頼性)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>省エネルギー</td> <td>4-2-9(省エネルギー)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>企業のバックアップ体制</td> <td>4-2-10(緊急時対策)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>災害に強いシステム構築</td> <td>4-3-5(災害に強いシステム構築)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>環境対策</td> <td>4-2-11(環境対策)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>景観対策</td> <td>4-2-12(景観対策)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>地元経済への貢献</td> <td>4-2-13(地元経済への貢献)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>住民対応</td> <td>4-2-14(住民対応)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>ポンプ場の建設実績</td> <td>4-4-1(企業の技術力)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>構成企業の役割、責任体制</td> <td>4-2-15(構成企業の役割、責任体制)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>イベント時・見学時対応</td> <td>4-2-16(イベント時・見学時の対応)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>その他、特筆すべき工夫</td> <td>4-4-2(特筆すべき工夫)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	小項目	様式No.	1	事業全体に係る工期短縮	4-2-1(事業の工期)	2	既設構造物への影響	4-3-2(既設設備、構造物への影響)	3	解体・更新時における安定的な運転を行うための作業計画	4-2-2(仮設計画)	4	安全対策	4-2-3(安全対策)	5	事前対応が困難な事項への適切な想定	4-2-4(施工数量の想定)	6	土木・建築に係るレイアウト計画	4-2-6(レイアウト計画)	7	設備の維持管理点検計画	4-2-7(設備の維持管理点検計画)	8	耐久性の向上	4-2-5(構造検討方針) 4-3-1(耐久性の向上)	9	運転管理	4-2-8(運転管理)	10	設備・機器の信頼性	4-3-3(ポンプ能力、編成) 4-3-4(設備の信頼性)	11	省エネルギー	4-2-9(省エネルギー)	12	企業のバックアップ体制	4-2-10(緊急時対策)	13	災害に強いシステム構築	4-3-5(災害に強いシステム構築)	14	環境対策	4-2-11(環境対策)	15	景観対策	4-2-12(景観対策)	16	地元経済への貢献	4-2-13(地元経済への貢献)	17	住民対応	4-2-14(住民対応)	18	ポンプ場の建設実績	4-4-1(企業の技術力)	19	構成企業の役割、責任体制	4-2-15(構成企業の役割、責任体制)	20	イベント時・見学時対応	4-2-16(イベント時・見学時の対応)	21	その他、特筆すべき工夫	4-4-2(特筆すべき工夫)	様式集の各様式と落札者決定基準の技術評価項目との関連性についてはお答えできません。必要に応じて入札参加者が想定してください。
No.	小項目	様式No.																																																																							
1	事業全体に係る工期短縮	4-2-1(事業の工期)																																																																							
2	既設構造物への影響	4-3-2(既設設備、構造物への影響)																																																																							
3	解体・更新時における安定的な運転を行うための作業計画	4-2-2(仮設計画)																																																																							
4	安全対策	4-2-3(安全対策)																																																																							
5	事前対応が困難な事項への適切な想定	4-2-4(施工数量の想定)																																																																							
6	土木・建築に係るレイアウト計画	4-2-6(レイアウト計画)																																																																							
7	設備の維持管理点検計画	4-2-7(設備の維持管理点検計画)																																																																							
8	耐久性の向上	4-2-5(構造検討方針) 4-3-1(耐久性の向上)																																																																							
9	運転管理	4-2-8(運転管理)																																																																							
10	設備・機器の信頼性	4-3-3(ポンプ能力、編成) 4-3-4(設備の信頼性)																																																																							
11	省エネルギー	4-2-9(省エネルギー)																																																																							
12	企業のバックアップ体制	4-2-10(緊急時対策)																																																																							
13	災害に強いシステム構築	4-3-5(災害に強いシステム構築)																																																																							
14	環境対策	4-2-11(環境対策)																																																																							
15	景観対策	4-2-12(景観対策)																																																																							
16	地元経済への貢献	4-2-13(地元経済への貢献)																																																																							
17	住民対応	4-2-14(住民対応)																																																																							
18	ポンプ場の建設実績	4-4-1(企業の技術力)																																																																							
19	構成企業の役割、責任体制	4-2-15(構成企業の役割、責任体制)																																																																							
20	イベント時・見学時対応	4-2-16(イベント時・見学時の対応)																																																																							
21	その他、特筆すべき工夫	4-4-2(特筆すべき工夫)																																																																							
2	落札者決定基 準	別紙		表2-No. 8	質問	「スクリーン・扉等のもらい錆抵抗等・・・」との記載がありますが、もらい錆抵抗とはステンレス材等の表面に塩害等の影響を受け発生する錆への対策との理解で宜しいでしょうか。	入札参加者の判断で提案してください。																																																																		
3	落札者決定基 準	別紙		表2-No. 16	質問	地元経済への貢献について、地元経済の範囲や定義等がございましたらご教授下さい。	神戸市内です。																																																																		



## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	入札説明書	6	23	5-(4)	質問	「「実施方針(案)への質疑及び回答」は、入札時においても有効となる資料である」とありますが、6月15日付の「要求水準書(案)への質疑及び回答」も入札時に有効な資料と理解してよろしいでしょうか	要求水準書(案)への質疑及び回答も、入札時に有効な資料となります。 該当の記述は誤記となりますので、「実施方針(案)及び要求水準書(案)への質疑及び回答」に修正しました。
2	入札説明書	6	23	5-(4)	質問	5月28日に実施された「実施方針等に関する説明会」時の配布資料は、入札時に有効な資料と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、各種の検討資料(仮設工計算や新ポンプ場に関する計画図面等)は参考資料扱いとしてください。 地下埋設物の状況図など、「事実関係を確認した結果」に係る資料は技術提案等の根拠として構いません。
3	入札説明書	9	24	8-(1)	質問	技術提案書の作成に際し、工事に必要となる各種適用法令について、本件に関して各関係機関への具体的な事前相談は可能でしょうか。	基本的には入札参加者に「想定」を行っていただき、その想定が適切かどうかを、甲の視点を踏まえて技術対話時に協議させていただくべきものと考えます。 技術対話時に入札参加者から具体的な申し出があれば、各関係機関への具体的な事前相談の是非について検討します。
4	入札説明書	10	7行目	9-(1)技術提案の改善	質問	「・・・発注者と入札参加者の技術対話を通じて、・・・入札参加者に提案を改善する機会を与える」と記載されています。技術対話により認められた場合、発注者から求められた改善点以外にも、入札参加者による再提出時の提案改善(修正)も可能であるという理解で宜しいでしょうか。	技術対話時に甲が認めた内容以外の修正はできません。
5	入札説明書	10	25	9(3)	質問	電気設備工事として提出する見積書の内訳様式は、第1期工事では様式第5-7-1号～2号、第2期工事では様式第5-12-1号～2号を使用いたしますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	10	25	第9-(3)	質問	提出する見積書についてですが、様式第5-1号から第5-14号のみを提出すると考えますが、宜しいでしょうか。	再技術提案書と同時に提出する見積書は、様式第5-1号から第5-12-2号までを提出してください。 また、入札時には、様式第5-1号から第5-14号までを提出してください。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款特 約事項		第17条-1	意見	帰責者不明の場合の記載が御座いません。その際は、協議の場を設けて頂きたいと考えます。ご検討の程宜しくお願い致します。	帰責者不明の場合は、甲乙協議により決定します。
2	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款特 約事項		第18条	質問	(条件変更等) 第18条のうち(5)に記載のあるように設計図書に示された施工条件と実際の施工条件が一致しないことが発生した場合、その調査、設計図書修正、工法変更などについては設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	特約事項第18条は設計図書の条件変更について明示した条文です。ご質問の「設計変更」の定義が設計図書の変更および請負金額の変更を指す場合、請負金額の変更については特約事項第19条のとおりです。
3	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款		第22条	意見	「協議開始から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する」とありますが、本工事は長期間かつ難工事と考えております。よって、工程調整など通常の工事よりも調整時間を要することが想定されるため、協議日数の限定は避けて頂きたいと考えます。ご検討の程宜しくお願い致します。	事業契約書(案) 神戸市工事請負約款記載のとおりとします。
4	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款特 約事項		第23条	質問	(請負代金額の変更方法)が削除されております。設計変更が発生した場合、請負金額の変更方法についてご教示願います。	特約事項第3条の4、5、6、7および特約事項第19条のとおりです。
5	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款特 約事項		第23条	質問	削除された理由をご教授下さい。	特約事項第3条の4、5、6、7および特約事項第19条に請負金額の変更に関する記述を行ったためです。
6	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款		第24条	意見	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更についてですが、適用する物価指数について(例: 人件費・・・普通作業員、電工、配管工、機械設備据付工など、機器・・・国内企業物価指数、一般機器(日本銀行調査統計局)など、その他(諸経費など)・・・企業向けサービス価格指数など)ご教授下さい。	契約後、甲と乙との協議により決定します。
7	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款		第24条-4	意見	「協議開始から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する」とありますが、本工事は大規模工事と考えております。よって、金額調整など通常の工事よりも調整時間を要することが想定されるため、協議日数の限定は避けて頂きたいと考えます。ご検討の程宜しくお願い致します。	本回答No. 3をご参照ください。

## 入札参加資格以外に関する事項への質疑及び回答

平成27年9月8日

No	資料	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
8	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款特 約事項		第26条	質問	帰責者不明の場合の記載が御座いません。その際は、協議の場を設けて頂きたいと考えます。ご検討の程宜しくお願い致します。	帰属者が不明の場合は甲と乙の協議事項となります。
9	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負約款特 約事項		第28条-2-4	意見	「協議開始から30日以内に設計図書（設計成果物を除く）の変更合意が成立しない場合は、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続する」とありますが、本工事は大規模工事かつ難工事と考えております。よって、施工内容などの調整が通常の工事よりも時間を要することが想定されるため、協議日数の限定は避けて頂きたいと考えます。ご検討の程宜しくお願い致します。	事業契約書（案） 神戸市工事請負契約約款 特約事項記載のとおりとします。
10	事業契約書 (案)	神戸市工事 請負契約約 款特約事項		第28条-3	質問	「直接影響を及ぼす」と記載がありますが、実施方針P17（別紙1）リスク分担表（案）には、「類似的または特別に影響を及ぼす」と記載があります。解釈の違いをご教授下さい。	実施方針は入札説明書に示す「入札説明書等」ではありませんので、入札および契約に関する事項については入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）をご覧ください。 今回のご質問におきましては、事業契約書（案）の記載事項を優先してください。
11	事業契約 (案)	—	別表	第38条関係	質問	各年度の支払限度額・出来高予定額は現段階で非公表ですが、本事業は工期が長いことと、工期短縮を図る必要があることから、予定されている支払限度額・出来高予定額と実際の工事進捗に不一致が生じると予想されます。 その場合、工事進捗に見合った支払限度額・出来高予定額に変更して頂くことは可能でしょうか。	契約時点において、甲と乙の合意の上、作成される各年度の支払限度額は乙に開示されますので、基本的には工事進捗に遅延がない限り、出来高予定額と実際の工事進捗は一致すると考えます。 また、工事進捗に遅延がある場合を現時点では想定しておりませんので、そのような事態が発生した場合は、甲と乙の協議事項となります。